

ID: 215

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町公共下水道事業分担金徴収条例 第6条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第147号		
<b>【根拠条文】</b>			
(分担金の賦課及び徴収)			
第6条 分担金は、第3条で公告のあった対象区域のうち第2条に規定する受益者に賦課するものとする。			
2 町長は、当該分担金の納期日等を受益者に通知しなければならない。			
3 分担金は、当該年度に一括納付するものとする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文、第2条及び第5条の規定による。			
(受益者)			
第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。			
(分担金の額)			
第5条 受益者が負担する1口当たりの分担金の額は、別表のとおりとする。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 26 年 7 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日